

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）8月1日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託業務名

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務

(2) 委託業務の目的

人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が懸念される中、オホーツク地域においては、札幌圏など都市部への若年者の流出が多く見られ、地域における人材の確保や定着促進は、事業者にとって重要な課題となっている。このため、地域の基幹産業である農林水産業や建設業など地域特有の実情に応じた対象業種を選定し、地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を踏まえ、中小企業向けセミナーを開催することで、企業による人材確保手法の速やかな習得を進め、若年者人材の確保や職場定着の促進を図る。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）2月29日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

(1) 提案者の適格性

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

4 手続き等

(1) 担当部局

北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(連絡先)

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

TEL 0152-41-0635（ダイヤルイン）

FAX 0152-44-3184

担当 小林、長尾

(2) 企画提案指示書の交付期間及び場所

ア 交付期間 令和5年(2023年)8月1日(火)から8月22日(火)まで
(土曜日及び日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 (1)の場所で交付する。

また、北海道オホーツク総合振興局(商工労働観光課)のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/05zinzaiuropo.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和5年(2023年)8月8日(火) 午後5時(必着)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参(土曜日及び日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送
(簡易書留、書留のいずれか)

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和5年(2023年)8月22日(火) 午後5時(必着)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参(土曜日及び日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送
(簡易書留、書留のいずれか)

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

詳細は、「企画提案指示書」において定める。

(3) 審査結果及び特定者は、公表する。

(4) 詳細は、説明書による。